

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 一部変更 平成18年9月8日 届出 一部変更 平成20年3月31日 届出 一部変更 平成20年5月2日 届出 一部変更 平成21年3月31日 届出 一部変更 平成21年5月13日 届出 一部変更 平成22年3月8日 届出 一部変更 平成23年4月5日 届出 一部変更 平成24年4月13日 届出 一部変更 平成25年4月10日 届出 <u>一部変更 平成26年3月18日 届出</u></p> <p>(略)</p> <p>第2条 (委任契約の成立) 委任契約の締結は、委託者が次に定める事項を記載した委任状を受託者に提出することにより行う。</p> <p>(1) 受託者に委任する権利の内容に関する事項 (2) 実演家に関する事項</p> <p>(ア) 芸名 <u>(イ) 本名</u> (ウ) 代目 (エ) 性別 (オ) 生年月日 (カ) 権利行使を委任する実演を行った期間 <u>(キ) 住所</u></p> <p>(略)</p> <p>2 受託者は、前項の委任契約を締結したときは、速やかに委任契約が成立したことを委託者に通知(電磁的方法を含む。以下同様とする。)する。</p>	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 一部変更 平成18年9月8日 届出 一部変更 平成20年3月31日 届出 一部変更 平成20年5月2日 届出 一部変更 平成21年3月31日 届出 一部変更 平成21年5月13日 届出 一部変更 平成22年3月8日 届出 一部変更 平成23年4月5日 届出 一部変更 平成24年4月13日 届出 一部変更 平成25年4月10日 届出 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2条 (委任契約の成立) 委任契約の締結は、委託者が次項に定める事項を記載した委任状を受託者に提出することにより行う。</p> <p>(1) 受託者に委任する権利の内容に関する事項 (2) 実演家に関する事項</p> <p>(ア) 芸名 (イ) 代目 (ウ) 性別 (エ) 生年月日 (オ) 権利行使を委任する実演を行った期間</p> <p>(略)</p> <p>2 受託者は委託者に対し、<u>委任状を受理した後速やかに委任契約の締結を証する文書を送付する。</u></p>	<p>改正履歴を追加した。</p> <p>より正確な表記を修正した。 委任状記載事項の変更の為、追加した。</p> <p>実務をより反映した内容に変更した。 通知に電磁的方法を含める為に変更し</p>

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>3 <u>委託者は、第1項に記載した委任事項に変更ある場合は、その旨を受託者に通知し、かつ所定の手続を取らなければならない。</u></p> <p>4 <u>受託者は、委託者が前項に規定する手続を怠ったことによって生じた損害について、その責を負わないものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4条 (委任契約と権利者団体) 委託者が権利者団体の場合にあつては、委任契約の締結は、委託者と受託者が受託者に委任する権利の内容に関する事項を記載した委任契約書を取り交わすことにより行う。委任する権利の内容に変更ある場合は、委託者と受託者は新たに委任契約書を取り交わすものとする。</p> <p>2 権利者団体は、以下に定める事項を、委任契約書に添付する資料に記載する。 <u>(1) 第2条第1項(2)、(3)及び(4)に定める事項(ただし、同項(2)の(イ)及び(キ)は除く。)</u> (2) 実演家所属事務所の住所 (3) 実演家所属事務所の名称 (4) 実演家所属事務所の代表者名</p> <p>(略)</p> <p>第10条 (レコード実演の管理) (略)</p> <p>(6) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化 (ア) <u>放送番組等</u>に録音されたレコード実演を、放送番組に変更を加えず、前号以外の方法で送信可能化すること(ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>第11条 (放送実演の管理) (略)</p> <p>(5) <u>航空機等の交通機関内での上映用ビデオグラム</u>への録音又は録画 <u>航空機等の交通機関内</u>における上映を目的として、ビデオテープ、DVD等映像と音を再生する記録媒体(以下「ビデオグラム」という)に、テレビ番組に変更を加えず、録音又は録画すること。</p> <p>(略)</p>	<p>3 <u>委任する権利の内容に変更ある場合は、委託者は、新たに委任状を受託者に提出するものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (委任契約と権利者団体) 委託者が権利者団体の場合にあつては、委任契約の締結は、委託者と受託者が受託者に委任する権利の内容に関する事項を記載した委任契約書を取り交わすことにより行う。委任する権利の内容に変更ある場合は、委託者と受託者は新たに委任契約書を取り交わすものとする。</p> <p>2 権利者団体は、以下に定める事項を、委任契約書に添付する資料に記載する。 <u>(1) 第2条第1項(2)、(3)及び(4)に定める事項</u> (2) 実演家所属事務所の住所 (3) 実演家所属事務所の名称 (4) 実演家所属事務所の代表者名</p> <p>(略)</p> <p>第10条 (レコード実演の管理) (略)</p> <p>(6) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化 (ア) <u>放送番組</u>に録音されたレコード実演を、放送番組に変更を加えず、前号以外の方法で送信可能化すること(ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>第11条 (放送実演の管理) (略)</p> <p>(5) <u>機内上映用ビデオグラム</u>への録音又は録画 <u>航空機内</u>における上映を目的としてビデオテープ、DVD等映像と音を再生する記録媒体(以下「ビデオグラム」という)に、テレビ番組に変更を加えず、録音又は録画すること。</p> <p>(略)</p>	<p>た。以下同様とする。 権利内容変更の際の委託者の通知義務を定めた。 委託者が通知を怠った際の受託者の免責について定めた。</p> <p>実務をより反映した内容に変更した。</p> <p>レコード実演の送信可能化につき、有線放送番組も管理対象とする為、変更した。</p> <p>船舶向けのビデオグラム化を管理対象に含める為に変更した。</p>

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由																										
<p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 放送用録音)</p> <p>第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金1%を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、レコードに固定された実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト</td> <td>73.875%</td> </tr> <tr> <td>作品において中心的に氏名表示された実演家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト</td> <td>24.625%</td> </tr> <tr> <td>作品に参加した(1)号以外の実演家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) クラシック</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>楽曲に参加した実演家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) その他</td> <td>0.5%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 第1項(3)号の実演に係る分配は、<u>隣接権センターが実施するクラシック専門番組の実態調査データに基づき、分配する。</u></p> <p>5 第1項(4)号の実演に係る分配は、<u>当該権利者が所属するそれぞれの団体において保有しているデータに基づき、分配する。</u></p> <p>6 受託者は、分配対象額を次のとおり委託者に分配する。<u>ただし、第1項(3)号の実演に係る分配(クラシック分)は、以下の分配時期の翌年3月に分配する。</u> 毎年 3月 前々年4月から前年3月までの間に収受した使用料</p>	(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト	73.875%	作品において中心的に氏名表示された実演家		(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト	24.625%	作品に参加した(1)号以外の実演家		(3) クラシック	1.0%	楽曲に参加した実演家		(4) その他	0.5%	<p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 放送用録音)</p> <p>第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金1%を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、レコードに固定された実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト</td> <td>73.875%</td> </tr> <tr> <td>作品において中心的に氏名表示された実演家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト</td> <td>24.625%</td> </tr> <tr> <td>作品に参加した(1)号以外の実演家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) クラシック</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>(4) その他</td> <td>0.5%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 第1項(3)号の実演に係る分配は、<u>NHK及び民放ラジオ・テレビ放送における商業用レコード使用に関して隣接権センターが行う調査データに基づき、分配する。</u></p> <p>5 第1項(4)号の実演に係る分配は、<u>委託者において、その保有するデータに基づき、分配する。</u></p> <p>6 受託者は、分配対象額を次のとおり委託者に分配する。 毎年 3月 前々年4月から前年3月までの間に収受した使用料</p>	(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト	73.875%	作品において中心的に氏名表示された実演家		(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト	24.625%	作品に参加した(1)号以外の実演家		(3) クラシック	1.0%	(4) その他	0.5%	<p>商業用レコード二次使用料分配規程と表記の統一を図った。</p> <p>商業用レコード二次使用料分配規程細則と表記の統一を図った。</p> <p>商業用レコード二次使用料分配規程細則と表記の統一を図った。</p> <p>クラシック分のみ分配時期が異なる為、変更した。</p>
(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト	73.875%																											
作品において中心的に氏名表示された実演家																												
(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト	24.625%																											
作品に参加した(1)号以外の実演家																												
(3) クラシック	1.0%																											
楽曲に参加した実演家																												
(4) その他	0.5%																											
(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト	73.875%																											
作品において中心的に氏名表示された実演家																												
(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト	24.625%																											
作品に参加した(1)号以外の実演家																												
(3) クラシック	1.0%																											
(4) その他	0.5%																											
<p>第21条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 送信可能化)</p> <p>第10条(5)及び(6)において収受した使用料の分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。クレーム基金については第10条(5)及び(6)において収受した使用料から手数料控除後の1%とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第21条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 送信可能化)</p> <p>第10条(5)及び(6)において収受した使用料の分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。<u>ただし、「商業用レコード二次使用料分配規程」に定める共通目的基金についてはこれを設けないものとし、クレーム基金については第10条(5)及び(6)において収受した使用料から手数料控除後の1%とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>共通目的基金の箇所を削除した。</p>																										
<p>第25条 (手数料)</p> <p>委託者が受託者に支払う第3章、第4章及び第10条(1)に定める業務に係る手数料は、第14条から第18条に掲げる各規程において定める。</p> <p>2 委託者が受託者に支払う<u>第10条(2)から(6)に定める業務の手数料</u>、及び第11条に定める業務に係る手数料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第10条(2)から(4) 受託者が収受した使用料の<u>7%</u></p>	<p>第25条 (手数料)</p> <p>委託者が受託者に支払う第3章、第4章及び第10条(1)に定める業務に係る手数料は、第14条から第18条に掲げる各規程において定める。</p> <p>2 委託者が受託者に支払う<u>第10条及び第11条に定める業務に係る手数料</u>は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第10条(2)から(6)に定める業務</p>	<p>より正確な表記に変更した。</p>																										

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p><u>(2) 第10条(5)及び(6)</u> <u>受託者が収受した使用料の10%</u></p> <p><u>(3) 第11条に定める業務</u> <u>受託者が収受した使用料の30%</u> <u>ただし、委託者が権利者団体の場合にあつては、受託者が収受した使用料の10%</u></p> <p>(略)</p> <p>第31条 (分配の一時留保) (略)</p> <p>2 受託者は、前項の規定を適用し分配の留保を行ったときは、当該実演の管理を委託した委託者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(実施の日)</u> 1. <u>第2条第1項(2)と第2項から第4項、第4条第2項、第10条(6)、第11条(5)、第20条第1項(3)と第4項から第6項、第21条及び第31条第2項は、平成26年3月18日から実施する。</u> 2. <u>第25条第2項は平成25年度徴収分から実施する。</u></p>	<p>受託者が収受した使用料の <u>10%</u></p> <p><u>(2) 第11条に定める業務</u> 受託者が収受した使用料の 30% ただし、委託者が権利者団体の場合にあつては、受託者が収受した使用料の <u>10%</u> <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第31条 (分配の一時留保) (略)</p> <p>2 受託者は、前項の規定を適用し分配の留保を行ったときは、当該実演の管理を委託した委託者に対し、その旨を <u>書面により</u>通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>レコード実演に係る放送用録音の手数料の変更に伴い、内容を変更した。</p> <p>分配の留保の通知を、メール等でも行えるように変更した。</p> <p>実施期日を追加した。</p>